

件名	都市計画法施行条例を廃止する条例	
主管課	都市計画課	
根拠法令等	都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年5月31日公布、平成19年11月30日施行） 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成18年11月6日公布、平成19年11月30日施行）	
【改正の概要】		
<p>都市計画法の改正により、<u>市街化調整区域に係る開発行為について、開発区域の面積が一定の面積を下らない開発行為で市街化区域における市街化の状況等からみて計画的な市街化を図る上に支障がないと認められるものについて開発許可をすることができることとする基準が廃止されるため、条例を廃止する。</u></p>		
施行日	平成19年11月30日	
【その他参考事項】		
1 開発行為の許可（都市計画法第29条第1項）		
<p>都市計画区域又は準都市計画区域において<u>開発行為をしようとする者は、・・・都道府県知事（・・・）の許可を受けなければならない。</u>・・・</p>		
2 市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準（都市計画法旧第34条）		
<p>・・・<u>市街化調整区域に係る開発行為（・・・）については、・・・当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。</u></p>		
10 ・・・次のいずれかに該当する開発行為で、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たもの		
<p>イ <u>開発区域の面積（・・・）が政令で定める面積を下らない開発行為で、市街化区域における市街化の状況等からみて当該申請にかかる開発区域内において行うことが当該都市計画区域における計画的な市街化を図る上に支障がないと認められるもの</u></p>		
3 政令で定める面積（都市計画法施行令旧第31条）		
<p>法第34条第10号イの政令で定める<u>開発区域の面積は、20ヘクタールとする。</u>ただし、都市計画区域における人口、産業、土地利用等の態様に照らし、これによることが不相当であると認められるときは、<u>都道府県は、条例で、産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為につき、区域及びその目的又は種別を限り、5ヘクタール以上20ヘクタール未満の範囲内で、その面積を別に定めることができる。</u></p>		
4 都市計画法施行条例（全文）		
（趣旨）		
<p>第1条 この条例は、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第31条ただし書の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（開発区域の面積の特例）</p>		
<p>第2条 <u>政令第31条ただし書の規定により条例で定める開発区域の面積は、次の表の左欄に掲げる区域において、同表の中欄に掲げる目的をもって行われる開発行為に限り、同表の右欄に掲げる面積とする。</u></p>		
	<u>松山広域都市計画区域（松山市の区域を除く。）</u>	産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与すること。 5ヘクタール